

令和元年度 霧島市予防接種専門委員会

日時：令和元年11月20日（水）午後7時30分～
場所：国分シビックセンター公民館 3階 小研修室

会 次 第

- 1 開会
- 2 健康増進課長あいさつ
- 3 委員紹介（組織体制について）
 新任委員の委嘱
- 4 役員選出 委員長 1名
 副委員長 1名
- 5 報告
 (1) 定期予防接種実績報告（H28～H30）
 (2) 予防接種間違い報告（H28～H30）
- 6 協議
 (1) ロタウイルスワクチン予防接種について
 (2) 風しんの追加的対策について
 (3) その他
- 7 閉会

霧島市健康・生きがいつくり推進における各種委員会の設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 市民の健康・生きがいつくり、地域医療及び保健事業等を効果的かつ効率的に推進するため、専門的な事項を審議する各種委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第2条 市民の健康・生きがいつくり、地域医療及び保健事業等に関する専門的な事項を審議するため、自殺対策検討委員会、食育推進検討委員会、地域医療検討委員会、母子保健検討委員会、歯科保健専門委員会及び予防接種専門委員会を置く。

(所掌事務)

第3条 各委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 自殺対策検討委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 自殺予防対策の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

(2) 食育推進検討委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 食育の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

(3) 地域医療検討委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 地域医療の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

(4) 母子保健検討委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 母子保健の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

(5) 歯科保健専門委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 歯科保健の推進に関する事項
- ウ 歯科健診等の実施に関する事項
- エ その他市長が必要と認める事項

(6) 予防接種専門委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 予防接種の推進に関する事項
- ウ 予防接種の実施に関する事項
- エ その他市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 各委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健又は医療関係団体の代表
- (2) 福祉関係団体の代表
- (3) 教育関係団体の代表
- (4) 地区組織の代表
- (5) 各種健康づくり推進団体の代表
- (6) 農業関係団体の代表
- (7) 企業の代表
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 前条の委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第6条 各委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(霧島市救急医療検討委員会設置要綱及び霧島市健康増進計画等策定協議会設置要綱の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 霧島市救急医療検討委員会設置要綱(平成18年霧島市告示第107号)
- (2) 霧島市健康増進計画等策定協議会設置要綱(平成18年霧島市告示第219号)

附 則(平成21年7月27日告示第196号)

この告示は、平成21年7月27日から施行する。

霧島市附属機関等の会議の公開に関する指針

第1 目的

この指針は、霧島市情報公開条例（平成17年霧島市条例第10号）第23条の規定に基づき、附属機関等の会議を公開することにより、市民の市政への理解及び信頼を深め、もって公正で開かれた市政を一層推進するため、市が設置する附属機関等の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 対象とする附属機関等

この指針の対象とする「附属機関等」とは、霧島市附属機関等の設置等に関する方針（平成18年霧島市訓令第3-2号）第2条に規定する附属機関及びその他の委員会等とする。

第3 公開の基準

- 1 附属機関等の会議（以下「会議」という。）は原則公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 会議の公開が、法令又は条例（以下「法令等」という。）により制限されているとき。
 - (2) 霧島市情報公開条例第5条に規定する不開示情報を含む案件について、審議等を行うとき。
 - (3) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な議事運営に支障が生じ、当該会議の目的を達成することができないことが明らかに予想されるとき。
- 2 会議の内容に公開する事項と非公開とする事項がある場合において、議題を容易に区分して審議等を行うことができるときは、非公開の部分を除いて会議を公開（以下「一部公開」という。）するものとする。

第4 公開又は非公開の決定

附属機関等は、「第3 公開の基準」に基づき、会議の一部公開又は非公開を決定するものとし、会議を一部公開又は非公開と決定したときは、その理由を明らかにするものとする。

第5 会議の公開の方法

会議の公開は、傍聴希望者に対し、当該会議の傍聴を認めることにより行い、会場には一定の傍聴席を設けるものとする。なお、附属機関等の長は、会議の秩序維持及び会議の円滑な運営に努めるものとする。

第6 会議開催の公表

会議の開催に当たっては、市ホームページへの掲載、情報公開室における閲覧等の方法により、開催の概要を公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

第7 会議結果等の公表

会議を公開又は一部公開で行った場合は、会議終了後速やかに、「会議等における会議録及び報告書等の作成方針（平成24年7月26日通知）」に基づき、会議要旨を作成し、会議における配布資料とともに、市ホームページへの掲載、情報公開室における閲覧等の方法により、公表するものとする。

第8 その他

この指針に定めるもののほか、この指針の運用に当たって必要な事項は、附属機関等が別に定める。

第9 施行期日

この指針は、平成24年8月1日以後に開催される附属機関等の会議から適用する。

②市町村別の定期予防接種実施状況

(単位:%)

市町村名	四種混合DPT-IPV		二種混合DT		麻しん・風しんMR		日本脳炎		ヒブ	小児用肺炎球菌	水痘	B型肝炎	BCG	子宮頸がん	インフルエンザ	高齢者肺炎球菌
	初回	追加	第2期	第1期	1期	2期	第1期 追加	第2期								
鹿兒島市	104.7	96.7	71.5	92.8	99.1	92.8	108.7	93.7	102.1	102.3	94.4	100.7	93.0	0.4	52.9	37.9
鹿屋市	91.3	99.1	80.9	100.3	91.6	91.6	108.0	112.0	93.6	93.7	96.8	89.6	110.6	1.4	56.7	49.0
枕崎市	101.0	100.7	78.0	100.7	100.0	93.5	107.7	97.9	110.6	110.8	107.6	103.7	105.6	1.0	65.3	39.2
阿久根市	102.8	122.9	101.3	92.6	94.2	111.9	122.0	142.0	102.6	102.8	105.0	93.8	100.0	0.0	94.3	35.8
出水市	101.7	100.7	83.3	105.9	94.7	110.5	108.3	138.7	100.7	101.3	96.7	101.3	100.6	0.1	64.5	41.5
指宿市	105.7	104.4	70.6	86.7	94.9	112.4	119.5	157.5	102.8	100.9	98.9	98.2	105.3	0.0	59.7	29.4
西之表市	89.5	99.1	82.8	86.5	88.5	86.9	79.7	100.0	91.1	91.2	78.0	91.3	104.2	0.0	40.9	8.1
蕨本市	91.9	101.4	110.5	96.4	90.8	118.9	120.6	89.5	90.2	91.6	104.9	92.3	91.5	0.0	57.0	6.4
伊佐市	99.0	94.4	82.5	93.4	84.6	114.0	117.3	191.9	95.5	95.9	88.7	96.9	99.9	1.4	61.8	41.0
日吉町	110.2	99.1	66.3	100.0	93.0	103.4	125.5	140.8	103.7	104.0	93.1	107.6	109.4	0.0	55.6	39.6
豊後市	103.2	99.1	83.9	99.5	97.7	118.8	109.3	77.8	100.0	100.5	93.0	99.7	121.0	0.0	59.4	32.2
霧島市	97.7	101.2	69.0	103.2	91.3	103.6	123.8	97.6	98.5	99.0	96.2	97.2	107.5	0.0	60.2	36.3
薩摩川内市	102.0	125.5	85.1	96.7	87.8	105.9	99.9	119.4	105.3	107.4	92.5	104.1	116.3	0.3	66.0	57.4
南さつま市	113.5	100.0	80.3	105.2	96.3	100.0	99.2	122.0	107.9	107.1	101.4	110.1	106.1	0.3	67.3	46.0
志布志市	115.8	87.0	66.9	83.5	88.0	103.8	111.2	77.2	104.8	104.4	72.5	95.9	112.9	0.7	60.2	35.9
徳島市	99.4	90.2	72.6	93.5	92.7	111.8	90.8	86.5	95.3	95.5	87.6	92.1	92.5	0.0	49.8	31.4
薩九州市	96.9	89.3	86.9	91.3	90.1	90.4	128.8	123.2	93.8	93.8	84.0	93.5	104.0	0.2	62.2	38.8
伊佐市	103.0	95.9	76.3	90.3	88.2	104.5	117.4	98.5	98.3	98.1	92.5	101.2	96.5	0.0	68.7	40.6
姪浜市	98.7	102.0	80.6	98.5	94.9	110.0	114.8	109.4	99.4	99.7	97.3	100.3	105.2	0.2	54.2	43.2
三島村	100.0	100.0	60.0	66.7	100.0	175.0	275.0	137.5	112.5	112.5	90.0	115.4	100.0	0.0	83.8	60.0
十島村	80.0	100.0	87.5	86.7	100.0	85.7	100.0	100.0	84.4	84.4	83.3	92.0	200.0	0.0	68.2	71.1
さつま町	107.8	108.8	84.0	108.2	98.1	134.4	116.6	199.5	107.8	108.2	98.0	107.4	99.2	0.0	66.5	38.3
長島町	98.0	120.0	63.4	94.0	90.2	97.6	92.3	112.0	97.9	98.4	106.6	89.8	80.8	0.0	67.6	38.7
湧水町	92.4	73.5	77.3	87.0	96.1	92.9	89.9	75.4	85.8	84.7	70.2	87.9	82.1	0.0	64.4	31.0
大蔵町	104.4	103.4	72.5	102.2	89.9	96.8	123.3	64.3	106.0	106.3	84.1	106.0	41.3	2.2	55.8	27.8
東串良町	84.3	82.1	84.3	82.5	90.0	117.0	123.6	133.3	97.8	97.8	92.7	91.4	74.5	0.0	64.6	46.2
福江町	90.0	46.3	44.4	64.0	73.2	52.7	35.7	23.0	71.4	72.9	65.4	79.3	102.8	0.0	48.8	7.9
南大津町	82.6	91.3	44.4	83.3	74.3	77.6	63.9	85.0	75.2	75.2	84.8	68.8	88.0	0.0	60.0	54.1
肝付町	100.0	86.6	58.6	102.4	92.2	106.8	127.7	105.0	94.6	95.5	72.5	92.8	111.6	0.8	65.0	50.6
中種子町	88.9	69.8	83.3	100.0	86.8	100.7	155.3	205.9	88.8	88.0	82.6	83.7	85.5	0.0	63.1	23.5
南種子町	97.7	82.9	70.7	104.9	90.5	91.7	91.4	129.3	81.8	85.8	86.9	81.3	79.6	0.0	60.1	25.3
壺久保町	81.3	79.1	65.8	81.4	81.1	117.2	82.0	69.5	80.2	81.3	82.5	77.6	125.0	1.1	60.3	37.2
宇内村	100.0	100.0	80.0	166.7	85.7	127.3	77.8	62.5	87.1	88.7	76.2	87.0	123.1	0.0	58.2	28.9
宇板村	100.0	100.0	63.6	83.3	83.3	131.3	190.9	118.8	100.0	86.0	90.6	96.0	220.0	0.0	59.0	34.7
瀬戸内町	116.7	81.0	73.2	106.1	84.8	112.7	92.2	83.1	97.6	97.2	0.0	97.8	77.9	0.0	65.7	32.9
龍郷町	100.0	94.5	79.4	87.9	90.7	93.8	100.0	64.0	88.7	91.0	80.6	94.7	71.4	0.0	56.5	23.7
喜界町	106.1	111.9	61.5	88.1	98.1	119.0	111.1	135.1	106.1	103.5	112.7	97.9	87.2	11.1	49.5	25.8
徳之島町	95.6	56.2	37.4	96.9	60.7	84.6	66.1	27.1	91.6	83.1	81.4	92.4	102.2	0.0	42.3	11.6
天城町	125.6	80.4	85.9	81.0	100.0	111.8	100.0	283.3	101.1	104.0	122.6	117.1	112.8	0.0	57.4	24.4
伊仙町	93.3	91.3	88.8	69.0	97.4	104.8	108.3	151.4	101.7	103.9	139.8	92.4	92.0	0.0	65.0	39.6
和泊町	94.1	98.0	87.3	90.9	98.4	94.2	92.9	87.0	102.6	103.1	83.0	105.7	113.0	0.0	63.8	8.1
知古町	90.5	86.5	85.3	59.6	91.5	75.9	85.2	98.5	106.1	107.3	92.9	83.9	114.6	0.0	46.7	28.4
与論町	93.3	101.9	69.2	78.2	92.2	95.9	111.5	69.5	92.3	86.1	89.4	76.1	115.4	0.0	44.7	31.2
鹿兒島県	101.8	97.0	74.9	97.4	91.5	107.3	108.9	108.4	99.5	99.6	93.0	98.2	99.3	0.5	57.8	35.5

ロタウイルスワクチン予防接種費用助成

【事業概要】

ロタウイルス胃腸炎は感染力が強く、5歳までにほぼすべての子どもが感染するといわれており、ワクチンによる予防が効果的である。任意接種であり、予防接種費用が全額自己負担となるため、費用の一部(約6割)を助成し、乳児の健康の保持増進を図る。

【事業開始と対象者】

平成31年2月1日生まれ以降の乳児を対象とし、平成31年4月1日から事業開始

【助成額・接種期間】

種類	回数	助成額	接種期間
ロタリックス	2回	1回あたり9,000円	生後6週～24週
ロタテック	3回	1回あたり6,000円	生後6週～32週

【委託医療機関】

始良地区医師会(霧島市:13医療機関 始良市:8医療機関 湧水町:1医療機関)

【令和元年度実績(4月～9月)】

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
ロタリックス	1回目	13人	25人	37人	47人	41人	31人	194人
	2回目	—	9人	20人	41人	48人	33人	151人
ロタテック	1回目	29人	41人	31人	35人	40人	34人	210人
	2回目	—	28人	34人	38人	33人	36人	169人
	3回目	—	—	22人	36人	35人	29人	122人
計		42人	103人	144人	197人	197人	163人	846人

$$\text{4月～9月までの接種率} = \frac{404\text{人(H31.4.月～R元.9月の初回接種者数)}}{536\text{人(H31.2月～R元.7月の出生数)}} \times 100 = 75.4\%$$

2. ロタウイルスワクチンの定期接種への導入に当たっての具体的な規定について

お諮りする事項（2）

令和元年10月2日
第15回厚生科学審議会予防接種・
ワクチン分科会資料より抜粋

- ロタウイルスワクチンの定期接種化に当たって、予防接種基本方針部会、副反応検討部会における審議を踏まえ、具体的な規定については、以下の通りとしてよいか。

疾病類型	● ロタウイルス感染症をA類疾病として追加する。
定期接種の対象者	● ロタリックスについては生後6週から生後24週まで ● ロタテックについては生後6週から生後32週まで
標準的な接種期間	● 初回接種は生後2月から生後14週6日まで
ワクチンの接種方法等	● ロタリックスについては4週間以上の間隔をおいて2回経口接種 ● ロタテックについては4週間以上の間隔をおいて3回経口接種
長期療養特例	● 対象としない
定期接種対象者から除かれる者及び予防接種を受けることが適当でない者	● ロタウイルスワクチンの対象者については、以下の者を接種不適当者として追加する。 ・ 腸重積症の既往歴のあることが明らかである者 ・ 先天性消化管障害を有する者（その治療が完了したものを除く。） ・ 重症複合型免疫不全症の所見が認められる者
接種方法に関するその他の事項	● 原則としてロタリックス又はロタテックのいずれか同一の製剤で接種を完了する（一方の製剤の接種体制のみを有する市町村への転居等を例外とする）。 ● ロタウイルスワクチンの接種を行った際に、予防接種済証や母子健康手帳に製剤の種類の記事を求める。
定期接種化の開始時期と開始時の対象者	● 定期接種化の開始は、令和2年10月1日 ● 令和2年8月生まれ以降の者を定期接種の対象とする。 ● 既に一部の接種を任意接種として行った場合は、残りの接種を定期接種として扱う。
副反応疑い報告基準	● アナフィラキシー（発生までの時間：4時間）及び腸重積症（同：21日）を定期接種後の副反応疑い報告の対象とする。

- ※ 生ワクチンを接種後28日間他のワクチンを接種できない規定のあり方及びその適用の是非については、別途検討する。
※ その他、臨時の予防接種の実施方法や接種用器具等の規定等について、所要の改正を行う。
※ 政省令への規定ぶりについては、今後、法技術的な修正等があり得る。

9

ロタウイルス感染症の疾病分類について

予防接種法における疾病分類

- 予防接種法の疾病類型は、A類疾病とB類疾病に区別されており、それぞれ以下のように定義されている。
- ・ A類疾病：人から人に伝染することによるその発生及びまん延を予防するため、又はかかった場合の程度が重篤になり、若しくは重篤になるおそれがあることからその発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病
 - ・ B類疾病：個人の発病又は重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病

小委員会における議論について

- ワクチン評価に関する小委員会とりまとめにおいて、以下のとおり記載されている。
- ・ ロタウイルスの主な感染経路はヒトとヒトとの間で起こる糞口感染であり、感染力が極めて高く、たとえ衛生状態が改善されている先進国でもロタウイルスの感染予防はきわめて難しいとされている。
 - ・ ロタウイルスワクチンを接種された個人は、未接種またはプラセボを接種された個人と比較して、ロタウイルス下痢症を発症する相対リスクが明確に低下する。ロタリックス又はロタテックに関する研究結果を総合すると、ワクチンによるロタウイルス下痢症発症の相対リスクの低下（発病防止効果）は、高所得国においては約90%、低所得国では約50%、その中間に属する国では約70%である。
 - ・ ロタウイルスワクチンの導入後、ロタウイルス胃腸炎による入院患者数の減少割合が、ワクチンの接種率や有効性から期待される減少効果を上回っていたことやワクチン未接種の年齢層にも減少が見られたこと、成人の便検体におけるロタウイルス陽性割合の減少がみられたことなどがわかっており、ロタウイルスワクチンの間接効果（集団免疫効果）によるものと考えられた。

第34回基本方針部会（令和元年9月26日）の検討結果

- 上記のロタウイルス感染症の性質、ワクチンの有効性（発病防止効果・集団免疫効果）等を踏まえ、ロタウイルス感染症をA類疾病として位置付ける。

10

風しんの追加的対策

【事業概要】

平成30年夏以降、風しんの患者数が増加し、患者の中心である抗体保有率が低い公的な予防接種の機会がなかった男性を対象に、令和3年度末まで風しんの追加的対策を実施する。

働く世代のため、事業所健診等の機会や、居住地以外の医療機関でも受けられる体制(集合契約)を構築している。(本市では、45医療機関が受託)

【実施期間】

令和元年度7月から令和4年3月末まで

【国が示す目標値】

- (1) 令和2年7月までに、対象世代男性の抗体保有率を85%にあげる
- (2) 令和3年度末までに、対象世代男性の抗体保有率を90%にあげる

【国の初年度(2019年度)における取組】

国は実際に抗体検査を受ける見込み者数を51%、抗体検査結果が陰性であった者のうち実際に予防接種を受ける見込み者数を21%としている。

	人数(全国)	目標割合
S47.4.2～S54.4.1生まれ(40～47歳)の男性	約646万人	
実際に抗体検査を受ける見込者数	約330万人	51% = 330万人 / 646万人
抗体検査結果が陰性であった者のうち、実際に予防接種を受けることが見込まれる人数	約70万人	21% = 70万人 / 330万人

【本市の対象者・見込者数】

事業の対象者	S37.4.2～S54.4.1生まれ(48～57歳)の男性	13,307人	※S37.4.2～S47.4.1生はR2年度以降にクーポン券発送予定(希望者にはR元年度にも発行を行っている)
R元年度対象者	S47.4.2～S54.4.1生まれ(40～47歳)の男性	5,642人	※S47.4.2～S54.4.1生はR元年7月にクーポン券発送済み
R元年度抗体検査見込者数(5,642人×51%)		2,877人	
R元年度予防接種見込者数(2,877人×21%)		604人	

【令和元年度実績(7月～9月)】

	実施月	7月	8月	9月	計	実施率	
						(母数: 令和元年度対象者)	(母数: 全体対象者)
抗体検査	健診の機会	0人	32人	30人	62人	—	—
	医療機関 (月～金)8時～18時 (土)8時～12時	50人	261人	137人	448人	—	—
	医療機関 上記以外の時間	1人	13人	5人	19人	—	—
抗体検査 計		51人	306人	172人	529人	9.4%	4.0%
予防接種		2人	62人	55人	119人	2.1%	0.9%

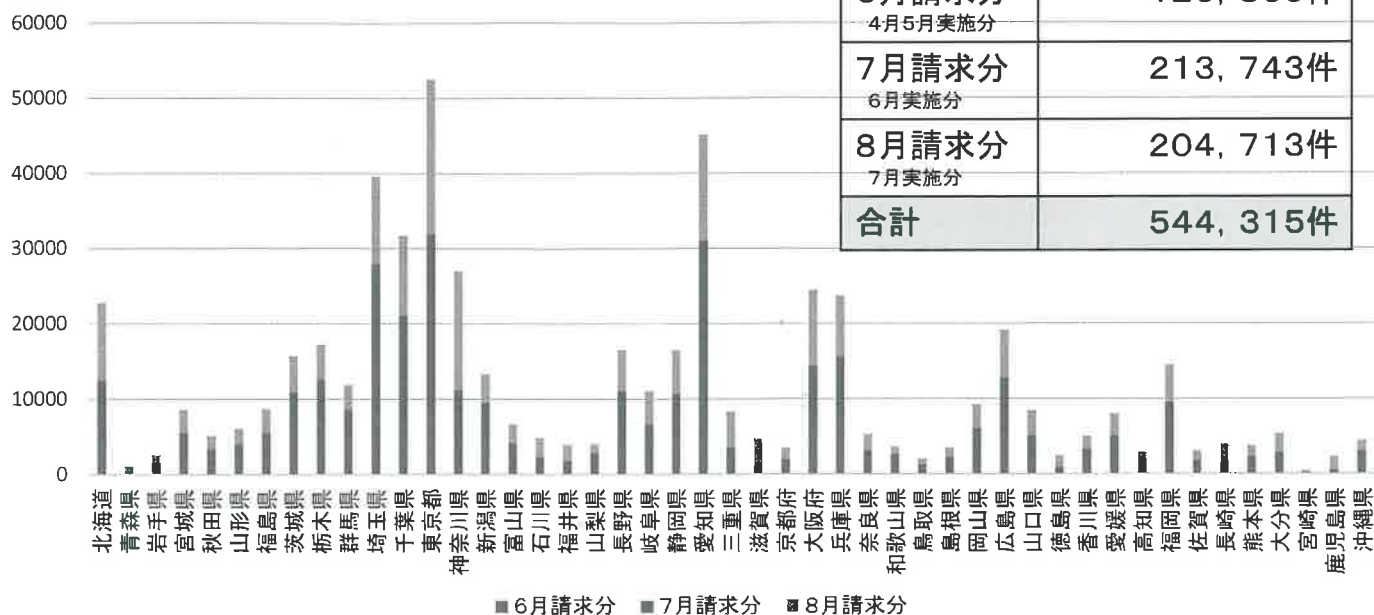
抗体検査の進捗率 = クーポン券の使用実績(529人) / R元年度抗体検査見込者数(5,642人×51% = 2,877人)	18.4%
予防接種の進捗率 = クーポン券の使用実績(119人) / R元年度予防接種見込者数(2,877人×21% = 604人)	19.7%

【医療機関所在地別実施者数】※抗体検査について、健診の機会に実施した62人は除く

	霧島市内	霧島市外の県内	県外	計
抗体検査	458人	6人	3人	467人
予防接種	115人	4人	—	119人

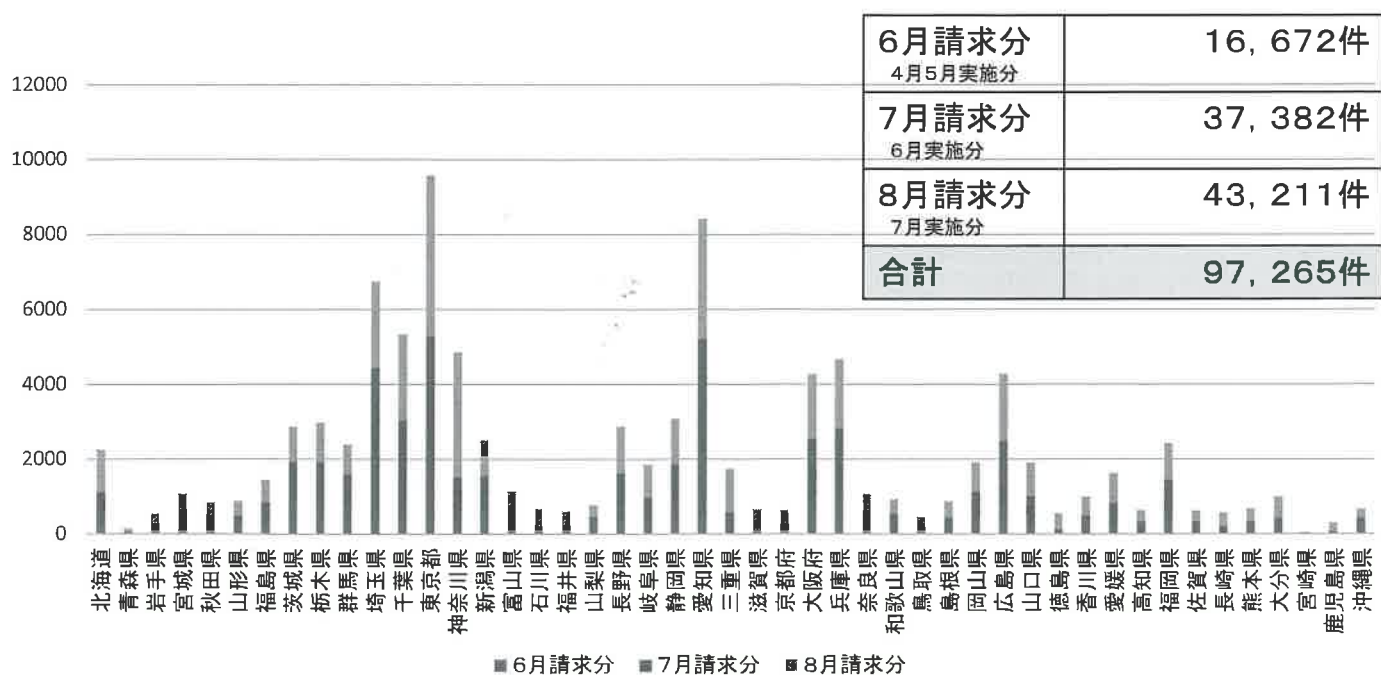
2019年度風しんの追加的対策 抗体検査の実績

令和元年10月2日
第15回厚生科学審議会予防接種・
ワクチン分科会資料より抜粋



※クーポン券を利用した件数(国保連が処理した実績件数)

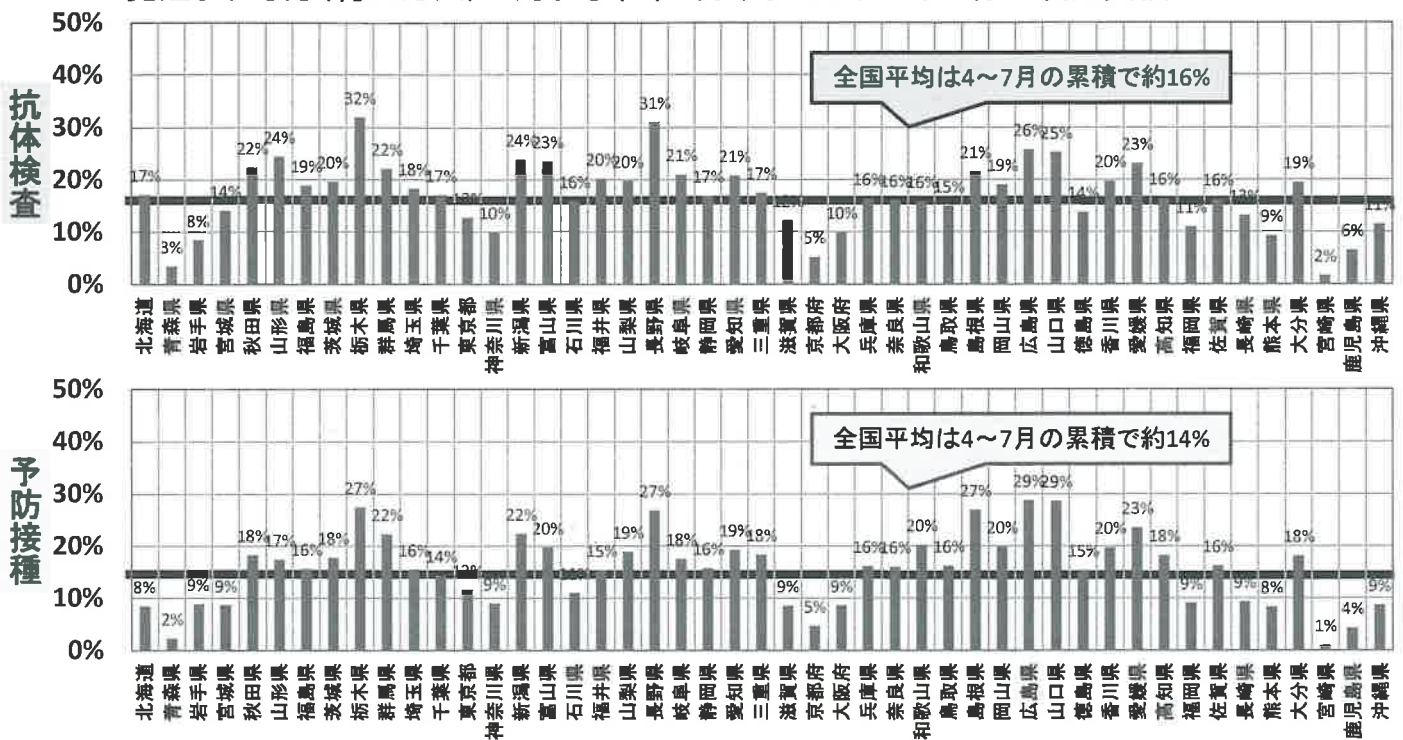
2019年度風しんの追加的対策 予防接種の実績



※クーポン券を利用した件数(国保連が処理した実績件数)

都道府県別の進捗状況

進捗状況：今年度、抗体検査を受けることが見込まれる方(約330万人)又は定期接種を受けることが見込まれる方(約70万人)に対する本年7月末までのクーポン券の使用実績



抗体検査の進捗率＝クーポン券の使用実績／(都道府県別40～47歳人口×51%※1)
 予防接種の進捗率＝クーポン券の使用実績／(都道府県別40～47歳人口×51%※1×21%※2)
 ※1 51%=330万人/646万人 ※2 21%=対象世代の抗体保有率から推計される陰性の割合の全国平均値

対象：1962(昭和37)年4月2日～1979(昭和54)年4月1日生まれの男性の皆様

風しん排除には——君たちの行動が必要なのさ

対象の男性は、抗体検査とクーポン券を使って、予防接種を受けようぜ。

抗体検査を受けてないキミたち！

風しんから、あなた自身と周りの人を守るためにあなたにできること

1. あなたが風しんへの抵抗力があるかチェックするため、抗体検査を受けよう。
2. 風しんへの抵抗力が無いこと(抗体なし)がわかった場合、風しんへの抵抗力(免疫)をつけるため、予防接種を受けよう。

1962(昭和37)年4月2日～1979(昭和54)年4月1日生まれの男性の皆様

⚠️ 風しんの感染を拡大させる可能性があります

風しんから、あなた自身と周りの人を守るために、風しんに対する抵抗力を確認・増強しましょう

1962(昭和37)年4月2日～1979(昭和54)年4月1日生まれの男性の方は、風しんの抗体検査及び予防接種が「強制無料」となります。

WHY?
 Q:なぜ風しんへの抵抗力が必要なの?
 A:成人は小児に比べて症状が重くなる可能性があります。

WHAT?
 Q:風しんに感染すると何が問題なの?
 A:電車や職場など人が集まる場所で、多くの人に感染させる可能性があります。
 ・妊娠早期の妊婦に風しんを感染させると、赤ちゃんが先天性風しん症候群になる可能性があります。

HOW?
 Q:では、どうしたら良いの?
 A:まずは、風しんへの抵抗力を確認するため、抗体検査を受けましょう。
 2019年4月以降、クーポン券が届きますのでクーポン券に従って抗体検査を受けて下さい。
 2019年度は、1972(昭和47)年4月2日～1979(昭和54)年4月1日生まれの男性にクーポン券を送付しています。
 なお、2019年度にクーポン券が送付されない現職者は、現職中に所属する保健所を介してクーポン券を受け取り、抗体検査を受けられます。
 注意:子どもの頃に風しんに感染したかどうかを記憶が曖昧な場合は、抗体検査を受けましょう。
 ・風しんへの抵抗力が無いこと(抗体なし)がわかった場合、風しんへの抵抗力(免疫)をつけるため、予防接種を受けましょう。

抗体検査 → **抗体あり** (風しんへの抵抗力があります) → 予防接種を受けましょう (接種無料となります)
 → **抗体なし** (風しんへの抵抗力がありません、風しんにかかるとリスクがあります) → 予防接種を受けましょう (接種無料となります)

風しんとは
 感染源の咳やくしゃみ、会話をなどで飛び伝るシズク(飛沫)を吸い込んで感染します。小児は発熱、発疹、目や耳の後ろのリンパ節が腫れて、首が伸びます。まれに、高熱や脳炎になって入院することがあります。成人は高熱、発疹の出現やリンパ節の腫れなどの重症化の可能性もあります。

先天性風しん症候群とは
 妊娠初期(20週以前)に風しんに感染すると、赤ちゃんが先天性心疾患・白内障・聴覚障害とする先天性風しん症候群をもって生まれてくる可能性が高くなります。

